

平成30年度事業計画書及び収支予算書（理事会承認）

平成30年度事業計画書

自：平成30年4月 1日 至：平成31年3月31日

青果卸売業の経営を取り巻く諸問題はますます困難度を増している状況にある。即ち、国内青果物生産の現場では、その生産力が総体としては減退している中で、気象環境の変化による天候不順・災害が頻発し、出荷量がますます不安定化している。こうした中で、産地の寡占化・出荷団体の大型化により、産地側の発言力が増し、その要求水準が一段と高まっている。他方で、小売・消費の現場では、少子高齢化を主因として需要総量の減少が顕著となる中で、大型量販店が大きな地位を占めてきており、いわゆるバイイングパワーを強力に発揮してきている。このため、この両者の中に立って、取引を調整するオペレーションは、かつてないほど困難なものになってきている。また一方で、直売所、直販、ネット販売などいわゆる流通チャンネルの多様化が進展、これが耳目を集め、青果卸売市場の機能の正しい認識を妨げる事態も生じている。

しかし、現実には、青果卸売市場は、国産青果物の約9割がこれを経由するなど、我が国青果物流通の中核を担っている。このため、その健全な発展と機能の高度発揮が、国民の食生活の安定にとって極めて重要であるとともに、国内の青果物生産者にとっては、主たる販路を提供する重要な役割を果たしている。即ち、青果卸売市場は、我が国社会にとってかけがえのない公共インフラであるとの認識を高め、その存在意義を知らしめるべき状況にある。

こうした情勢のほか、食の安全・安心に係わる問題の多発、消費税の引き上げ、経済連携・市場開放による内外経済の一体化の進展などの事象が、卸売業者に重大な経営上の課題を負わせるようになってきている。これに加えて、卸売市場法制度の改革が進行中であり、近い将来には、青果卸売市場での取引や業務が大きく変貌していくことも考えられる。

このような各般の課題を抱える中で、青果卸売市場及び青果卸売会社の維持発展を図っていくためには、業界全体でその共通の課題に取り組み、業務・業容の革新や改善を図るほか、関係諸方面との対応につき一致して行動していくことが極めて重要になっている。

このため、引き続き、次のような課題について、会員会社全体で研究・検討し、必要に応じて、行政や各業界などに対し、一体として対応していくことが必要と考える。

- ① 新たな卸売市場法制の具体的運用への建議・意見発信などへの対応
- ② 新たな法制度の下での青果卸売業の経営戦略の確立及び市場機能の高度発揮の方策
- ③ 立地・機能に応じた市場間ネットワーク・連携の推進方策
- ④ 産地側・出荷先側の大型化の進展等に即応した取引・業務体制の構築
- ⑤ 取引の電子化・物流の効率化などによる業務の効率化・高度化
- ⑥ 情報発信能力の強化による情報機能の向上
- ⑦ 安全・安心などの社会的要請・軽減税率制度等新たな課題への適切な対応

こうした認識に立って、会員会社が共通して抱える諸問題について、優先度を勘案しつつ、以下のような事業を重点として、協会業務を実施するほか、情勢に応じて、新たに生じてくる問題についても、臨機応変に対応していくこととする。

## 1 経営環境整備対策

- (1) 改正卸売市場法の具体的運用への対応（建議・意見発信等及び会員会社への制度周知）

卸売市場法の一部改正法が、平成30年の通常国会に提出されている。このため、その審議の動向などを注視しつつ、適宜、会員会社に情報提供する。

また、改正法の下での卸売市場の具体的運用方策が、国において検討されていくこととなることから、その状況を把握し、青果卸売業界にとってその内容が適切・妥当なものになるよう必要な建議、意見発信等を行うこととする。

更に、これらの検討状況について、会員会社に対して、時宜に則した情報提供を行い、その内容につき周知を図ることとする。
- (2) 農業競争力強化プログラムに係る国の諸施策への対応

平成28年11月に政府決定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、農業競争力強化支援法の制定や「流通の見える化」対策、農産品物流対策、出荷規格の見直しなどの諸施策が検討・実施されてきている。これらについては、青果卸売市場に係る課題も含まれているため、その施策の動向を注視するとともに、可能なものには、その検討に参画して、青果卸売業界の意見が反映されるように務めるものとする。また、これらについて、会員会社に対して、前広な情報提供を図るものとする。
- (3) 消費税関係の動き（軽減税率制度、転嫁対策、価格表示など）への対応

改正消費税法によって、平成31年10月から消費税が10%に引き上げられることとされている。また、飲食料品に対する軽減税率制度も同時期に導入されるとともに、インボイス制度が平成33年4月から完全実施される予定となっている。後者については、卸売業者も新たな対応を迫られるため、行政を始めとした各般の情報収集に努め、協会内部での検討も深めつつ、これらを適切に会員会社に情報提供し、対応に遺憾なきを期することとする。更に、必要に応じ、行政への働きかけも行っていくこととする。

また、引き続き、転嫁対策、価格表示などの動きも注視し、会員への情報提供・行政への意見要望提出などを行うこととする。
- (4) 食品の安全・安心問題への対応

食品の安全・安心問題は、消費者の関心が極めて高く、今後も様々な行政対応がなされていくことが想定される。引き続き、原発事故による放射性物質の汚染問題の情報収集・提供に細心の注意を払うこととする。また、食品の表示問題（新たな機能性表示制度・加工食品への原料原産地表示問題などを含む）・トレーサビリティ・食品衛生管理へのHACCPの義務付け等安全・安心に拘わる法規制の動向などについても関係情報の収集提供に努め、取り扱い青果物の安全・安心に対する評価の向上に資するものとする。
- (5) 会員会社と出荷団体間の取引契約等の適正化への取組

会員会社と出荷団体との間の取引関係の諸取り決めが適正になされるよう、会員会社への支援に努める。
- (6) その他

独占禁止法関係の情報収集・提供に努める。また、農協制度改革の動向、米国との二国間貿易交渉の動向、TPP11（環太平洋経済連携協定）、EU、日中韓などとの経済連携の動き等も注視し、必要な情報提供に努める。

## 2 取引情報電子化等対策

### (1) ベジフルネットシステムの適切な運営等への取組

平成30年10月1日から、ベジフルネットシステムは第4期システムに移行する予定である。このシステムによる商取引等が円滑に運営されるよう、会員会社・関係機関と密接に連携を図り、適時適切に対応していくこととする。

### (2) 物流効率化関係事業に関する情報提供等

会員各社に対し、生鮮食料品分野の物流効率化関係の補助事業等に関して、時宜に即した情報提供に努めることとする。また、量販店を中心に導入が進みつつある流通BMSの生鮮食料品への運用拡大に向けた動きや、通い容器の普及促進策の検討等の動きに適切に対応する。

### (3) 会員各社の情報システムの利活用に係る共通問題への取組

会員会社が取り組む情報システム活用によるコスト削減・業務効率化の検討について、業界全体での取り組みとして調査研究を進める。また、税制改正、人事・経理関係の法制度改正などに伴う情報システムの変更対応など、会員会社共通の問題につき、検討し、対応方向の提示に努めていく。

## 3 地域対策事業

会員会社の当面する共通の問題や地域独自の問題について、地域の自主性の下に、地域連絡協議会やその下部組織である専門部会等の場で情報交換、調整等を進める。

また、全国的に共通する問題については、随時、正副会長等会議を開催し、検討を行い、協会としての全体調整、合意形成に努める。

## 4 調査研究事業

経営委員会、業務委員会において、地域の専門部会等との連携を図りつつ、会員会社の経営管理問題、野菜・果実の生産・流通を巡る諸問題、食の安全・安心問題、情報の電子化問題等に関して検討を進める。また、必要に応じ、特定の課題を調査・研究する委員会を開催する。

更に、会員会社の経営・業務関係調査及び労務状況調査を実施するとともに、その他の関係情報・資料の収集・作成も行い、会員会社の参考に供する。このほか、農林水産省関係の各種調査に参画する等必要な協力を行うとともに、業界意見の反映に努める。

## 5 研修事業の実施

会員会社の人材養成の一助として、会員の会社の幹部クラスを主な対象とした経営研修会を開催する。

## 6 広報宣伝事業

関係機関が実施する果実の消費拡大対策、青果物健康推進協会の活動に参画するほか、青果物の卸売市場流通の機能・役割などについての広報宣伝にも努める。

## 7 公益目的事業

公益法人改革への対応の際、当協会が一般社団法人に移行するための条件として、移行時の純資産額相当の公益目的財産額を公益目的事業に支出することが求められた。当協会は、内閣総理大臣からの移行認可に当たって、公益財団法人食品流通構造改善促進機構への特定寄付を公益目的事業とすることとされており、所要の額につきこれを実施する。

## 8 その他

### (1) 臨時休開市日問題への対応

適切な内容となるよう関係方面への働きかけに努める。

### (2) 青果物需給調整事業への協力

行政・他法人などが行う青果物の需給調整事業に対し必要な協力をを行う。

### (3) 価格情報等の公表への対応

会員各社が行う農林水産省統計部等に対する主要青果物の卸売価格・数量などの情報提供協力に関して、これが適切・円滑に行われるよう連絡調整を行う。

### (4) 団体グループ生命保険契約等の実施

会員各社の福利厚生等に資するため、団体グループ生命保険契約等の業務を行う。

### (5) ホームページの活用

一般へのPRのため、また、会員各社への迅速な情報提供のため、ホームページを適切に管理し、その活用に努める。